

# 公益財団法人青森県市町村振興協会交付金交付規程

平成24年 2月24日 規程第28号

平成27年 8月18日 規程第 1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公益財団法人青森県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に配分する市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

**第2条** 市町村交付金は、新市町村振興宝くじ（オータムジャンボ宝くじ）の収益金をもって青森県が協会に交付する青森県交付金（以下「オータムジャンボ交付金」という。）を財源とする。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金をもって青森県が協会に交付する青森県交付金（以下「サマージャンボ交付金」という。）のうち、毎年度予算で定める額を市町村交付金の財源とする。

(市町村交付金の交付額)

**第3条** 市町村交付金の交付額は次の各号に定める額とする。

- (1) サマージャンボ交付金の一部を財源とする市町村交付金の交付額（当該各年度の予算計上額）
- (2) オータムジャンボ交付金を財源とする市町村交付金の交付額（当該各年度のオータムジャンボ交付金総額）

(市町村への配分基準)

**第4条** 市町村交付金の市町村への配分については、その指標を均等割及び人口割とし、それぞれ均等割30パーセント人口割70パーセントとする。

(交付金の対象事業)

**第5条** 市町村交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町村が必要なものとする。

(会計処理)

**第6条** 協会は、市町村交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(預金利息等)

**第7条** 市町村交付金の預金から生じる利息等は、交付事務の事務費等に充てるものとする。

(交付を受けた市町村の報告)

**第8条** 市町村交付金の交付を受けた市町村は、その用途について別に定める報告書により協会に報告するものとする。

(委任)

**第9条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人青森県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人青森県市町村振興協会交付金交付規程（平成13年7月3日規程第13号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年8月18日から施行する。